

令和7年度第2回 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会 役員会

日時：令和7年10月1日（水）15時
場所：202会議室

次 第

1 開会



保土ヶ谷区マスコット

2 挨拶

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会会長 金子 久夫

保土ヶ谷区長 神部 浩

ほどびー

3 議題

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 区制100周年ロゴマークについて | (資料1) P. 1 |
| (2) 区制100周年記念事業名称使用について | (資料2) P. 17 |
| (3) 実行委員会 委員の就任について | (資料3) P. 27 |
| (4) 実行委員会 100周年記念事業(案)について | (資料4) P. 28 |
| (5) 保土ヶ谷の逸品について | (資料5) P. 29 |

4 情報提供

記念誌の写真・エピソード募集について (資料6) P. 37

5 その他

令和7年度第2回 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会

11月26日（水）14時～（横浜水道会館）

【事務局】

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局
(保土ヶ谷区役所地域振興課)

TEL: 045-334-6308 FAX: 045-332-7409

Mail: ho-chiiki@city.yokohama.lg.jp

©Expo 2027

**GREEN × EXPO 2027**
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

保土ヶ谷区は2027年に区制100周年を迎えます

保土ヶ谷区制 100 周年ロゴマークについて

保土ヶ谷区制 100 周年ロゴマークにつきましては、横浜国立大学教育学部の学生が制作した 4 案を対象に、実行委員会役員の皆様による書面投票を実施し、最も多くの票を獲得したデザインを正式にロゴマークとして選定いたしました。

今後は、広報物や区公式 SNS での情報発信に積極的に活用するとともに、地域の皆様にも申請によりご利用いただけるようにし、100 周年に向けた機運醸成を推進していきます。

【決定したロゴマーク】



【制作した学生からのコメント】

保土ヶ谷区の区制 100 周年をお祝いするにあたり、「自然」「歴史」「親しみやすさ」をテーマに制作しました。

区の花であるすみれや、豊かな緑を 100 の数字に組み込み、自然あふれる保土ヶ谷の魅力を表現しています。

中央には、区のマスコットキャラクターほどぴーを配置。両手を広げた姿は、区民や訪れる人々を温かく迎え入れ、さらに未来へ羽ばたいていく様子を象徴しています。

全体を円で囲むことで、「人と人のつながり」や「地域の一体感」を表しています。

今後の主な予定

10月 25 日(土)	ほどがや区民まつりにてロゴマーク発表 ※当日はグッズ配布、ポスター掲示を予定
10月 27 日(月)	記者発表 ※利用取扱要綱、使用ガイドラインも併せて発表予定
以降順次	・区 Web サイト、区公式 SNS 等での発信 ・ポスター等、広報物での使用 ・イベント等でのグッズ配布

※参考:投票結果

候補 A		5 票	候補 B		1 票
候補 C		0 票	候補 D		3 票

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク利用取扱要綱

制 定 令 和 年 月 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 ロゴマークは、保土ヶ谷区制100周年を区民等と共に祝い、盛り上げ、保土ヶ谷区全体の一体感を創出するために利用する。

(定義)

第3条 この要綱において「区民等」とは保土ヶ谷区在住者に限らず、保土ヶ谷区と深い関わりのある、個人、法人、団体等を含めるものとする。

(デザイン)

第4条 ロゴマークのデザインは、別紙1に定めるとおりとする。

2 ロゴマークのデザイン等の一部改変は認めない。

(利用申請)

第5条 ロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめ「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用承認申請書（様式第1号）」（以下、「承認申請書」という。）を書面又は横浜市電子申請・届出システムにて横浜市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 報道機関が保土ヶ谷区制100周年の広報を目的で利用する場合
- (2) 横浜市が行う事業等で利用する場合
- (3) 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会が行う事業等で利用する場合
- (4) 保土ヶ谷区制100周年記念事業として認定されている事業で利用する場合
- (5) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において利用する場合
- (6) その他、横浜市長が利用申請を必要としないと特に認める場合

(利用条件)

第6条 ロゴマークは、横浜市長の承認を得たうえで利用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は利用することができない。

- (1) 横浜市の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 他者に不利益、損害を与えるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用するとき、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。

【案】

- (6) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、その利用が第2条に定める利用目的に鑑みて不適当であると横浜市長が認めるとき。

(利用承認)

第7条 横浜市長は提出された申請書等に基づき審査のうえ、利用を承認するものについては「利用承認通知書（様式第2号）」により、申請者に通知する。

- 2 横浜市長は、利用を承認しないときは、「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用不承認通知書（様式第3号）」により、第5条第1項の申請をした者に通知する。

(利用承認期間)

第8条 利用承認申請書で申請する際のロゴマークを利用出来る期間は、最長で承認を得た日から令和10年3月31日までとする。

- 2 横浜市長は前項の期間を事業の運営上予告なく変更することが出来る。
- 3 前2項の利用期間満了後において、引き続きロゴマークを利用するときは、当該利用が満了する30日前までに「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用期間更新申請書（様式第4号）」（以下、「更新申請書」という。）を横浜市長に提出することとする。
- 4 前項の更新申請書により更新できる利用期間は、更新を希望する利用開始日から令和10年3月31日までとする。
- 5 横浜市長は、前第3項の規定により申請を受け、その内容について承認する場合には、「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用期間更新承認通知書（様式第5号）」により通知する。
- 6 横浜市長は、前第3項の規定により申請を受け、その内容を承認しない場合には、「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用期間更新不承認通知書（様式第6号）」により通知する。
- 7 横浜市は利用期間の変更に基づく損害についてその責を負わない。

(承認内容の変更)

第9条 利用者は第7条及び第8条の規定により承認を受けた利用内容を変更しようとするときは、「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用内容変更申請書（様式第7号）」を横浜市長に提出し、変更内容について承認を得るものとする。

- 2 横浜市長は、利用内容の変更を承認する場合には、「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用内容変更承認通知書（様式第8号）」により通知する。
- 3 横浜市長は、利用内容の変更について承認しない場合には、「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用内容変更不承認通知書（様式第9号）」により通知する。
- 4 第6条第1項の規定は、本条第1項の申請について準用する。

(利用上の遵守事項)

第10条 ロゴマークを利用する者は、デザインについて別に定める利用マニュアルを

【案】

遵守しなければならない。

- 2 前項の事項に加え、ロゴマークを利用しようとする者は利用承認を得た利用目的及び利用方法のみに利用すること

(商品等への利用)

第11条 ロゴマークを商品等に利用する者は、その利用にあたり、あらかじめ横浜市へ相談のうえでその承認を得るものとする。

(利用の中止)

第12条 ロゴマークを利用する者がこの要綱に違反したときは、横浜市はその利用の中止を求めることができる。

- 2 横浜市長は、前項の規定により、利用を禁止又は承認を解除するときは、「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用禁止・利用承認解除通知書（様式第10号）」により当該利用者に通知する。

- 3 利用を禁止又は承認を解除したことにより、当該利用者に損害が生じても、横浜市はその責めを負わない。

(損害賠償)

第13条 横浜市は、ロゴマークを利用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、ロゴマークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとする。

- 3 利用者は、ロゴマークの利用に際して横浜市及び保土ヶ谷区に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。ただし、利用者に故意・過失がない場合にはこの限りではない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要事項は、横浜市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

【案】

別紙1 ロゴマークデザイン



【案】

様式第1号(第5条第1項)

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用承認申請書

令和 年 月 日

横浜市長

<申請者>

(住所又は所在地)

(団体の名称・代表者職氏名)

(電話番号)

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク利用取扱要綱（以下、「要綱」という。）に同意し、次の通り利用を申請します。なお、利用に際しては利用条件等を遵守することを誓約します。

利用を希望するロゴマークの名称	保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク
利用目的	<p>(該当するものに☑をすること。複数可。)</p> <p><input type="checkbox"/>看板類 <input type="checkbox"/>広報・印刷物</p> <p><input type="checkbox"/>WEB・映像 <input type="checkbox"/>商品等 ()</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>
利用方法 ・利用対象物	※事業名称や形態など、ロゴマークをどう利用するかが分かるようにお書きください(資料添付でも可)。
利用希望期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
担当者連絡先	所属 : 氏名 : 電話 : FAX : Eメールアドレス :
特記事項	

【案】

様式第2号(第7条第1項)

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用承認通知書

令和 年 月 日

(申請者)

横浜市長

令和 年 月 日に申請のあった保土ヶ谷区制100周年ロゴマークの利用については、次とおり承認します。

利用者	
承認番号	第 号
利用承認期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
利用方法 ・利用対象物	
遵守事項	「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク利用取扱要綱」及び「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用期間更新申請書」の内容を遵守すること

◎利用上の遵守事項等

- 1 ロゴマークを利用する者は、デザインについて別に定める利用マニュアルを遵守してください。
- 2 利用承認を得た用途のみに利用してください。
- 3 ロゴマークを利用する際にかかる費用は、利用者が負担してください。
- 4 利用条件に違反してロゴマークを利用した場合、ロゴマーク利用承認申請書の内容に虚偽があった場合等の際は、利用条件の変更、利用承認の取消、又は利用物件の回収を求めることがあります。

担当：保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ヶ谷区区政推進課）

電話 045-334-6221

FAX 045-333-7945

Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

【案】

様式第3号(第7条第2項)

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用不承認通知書

令和 年 月 日

(申請者)

横浜市長

年 月 日付で申請のあった、保土ヶ谷区制100周年ロゴマークの利用については、次の理由により承認しないことを通知します。

理由	
----	--

担当：保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ヶ谷区区政推進課）

電話 045-334-6221

FAX 045-333-7945

Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

【案】

様式第4号(第8条第3項)

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用期間更新申請書

令和 年 月 日

横浜市長

<申請者>

(住所又は所在地)

(団体の名称・代表者職氏名)

(電話番号)

年 月 日付で承認を受けた内容について利用期間を更新したいので、次のとおり申請します。

承認番号	第 号
利用方法 ・利用対象物	※事業名称や形態など、ロゴマークをどう利用するかが分かるようにお書きください(資料添付 でも可)。
更新期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者連絡先	所属： 氏名： 電話： FAX： Eメールアドレス：

【案】

様式第5号(第8条第5項)

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用期間更新承認通知書

令和 年 月 日

(申請者)

横浜市長

年 月 日付で申請のあった、保土ヶ谷区制100周年ロゴマークの利用期間の更新について、次とおり承認します。

承認番号	第 号
利用方法 ・利用対象物	
利用承認期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
遵守事項	「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク利用取扱要綱」及び「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用期間更新申請書」の内容を遵守すること
特記事項	

担当：保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ヶ谷区区政推進課）

電話 045-334-6221

FAX 045-333-7945

Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

【案】

様式第6号(第8条第6項)

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用期間更新不承認通知書

令和 年 月 日

(申請者)

横浜市長

年 月 日付で申請のあった、保土ヶ谷区制100周年ロゴマークの利用期間の更新については、次の理由により承認しないことを通知します。

理由	
----	--

担当：保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ヶ谷区区政推進課）

電話 045-334-6221

FAX 045-333-7945

Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

【案】

様式第7号(第9条第1項)

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用内容変更申請書

令和 年 月 日

横浜市長

<申請者>
(住所又は所在地)
(団体の名称・代表者職氏名)
(電話番号)

年 月 日付で承認を受けた内容について変更したいので、次のとおり申請します。

承認番号	第 号
利用方法 ・利用対象物	※事業名称や形態など、ロゴマークをどう利用するかが分かるようにお書きください(資料添付 でも可)。
変更内容	
担当者連絡先	所属 : 氏名 : 電話 : FAX : Eメールアドレス :

【案】

様式第8号(第9条第2項)

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用内容変更承認通知書

令和 年 月 日

(申請者)

横浜市長

月 日付で、申請のあった保土ヶ谷区制100周年ロゴマークの利用内容の変更については、次のとおり承認します。

承認番号	第 号
利用方法 ・利用対象物	
変更内容	
遵守事項	「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク利用取扱要綱」及び「保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用内容変更申請書」の内容を遵守すること
特記事項	

担当：保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ヶ谷区区政推進課）

電話 045-334-6221

FAX 045-333-7945

Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

【案】

様式第9号(第9条第3項)

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用内容変更不承認通知書

令和 年 月 日

(申請者)

横浜市長

年 月 日付で申請のあった、保土ヶ谷区制100周年ロゴマークの利用内容の変更について、次の理由により承認しないことを通知します。

理由	
----	--

担当：保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ヶ谷区区政推進課）

電話 045-334-6221

FAX 045-333-7945

Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

【案】

様式第10号(第12条第2項)

保土ヶ谷区制100周年ロゴマーク 利用禁止・利用承認解除通知書

令和 年 月 日

(申請者)

横浜市長

年 月 日付承認番号第 号で承認した、保土ヶ谷区制100周年ロゴマークの利用について、次のとおり（利用を禁止・利用承認を解除）することを通知します。

1 (利用を禁止・利用承認を解除) の内容

2 理由

担当：保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ヶ谷区区政推進課）

電話 045-334-6221

FAX 045-333-7945

Eメール ho-koho@city.yokohama.lg.jp

保土ヶ谷区制100周年 記念事業名称使用について

1 概要

- ・区役所や区民の皆さまが実施する区制100周年に関連した事業に「保土ヶ谷区制100周年記念事業」という名称を付することを推進します。
- ・これにより、区制100周年をみんなで盛り上げていく機運を高めるとともに、100周年に関する認知度向上を図ります。



2 期間

- 令和8年4月1日～令和 9年3月31日
→「保土ヶ谷区制プレ100周年記念事業」を使用
- 令和9年4月1日～令和10年3月31日
→「保土ヶ谷区制100周年記念事業」を使用

3 対象事業

以下のすべてを満たす事業を対象とします。

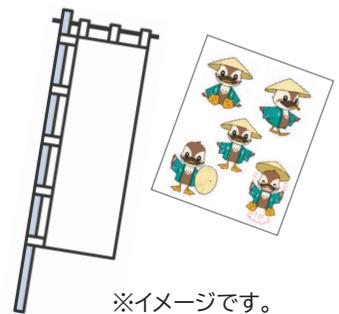
なお、事業の実施にあたっては、保土ヶ谷区内の地域資源の活用に努めるものとします。

- (1) 保土ヶ谷区制100周年を盛り上げるための事業
- (2) 保土ヶ谷区民等を対象とする事業
- (3) 公共性が認められる事業

※ 「特定の政治活動、宗教的活動に関する事業又は専ら営利を目的とする事業」「暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員が所属する団体等が実施する事業」は対象外とします。

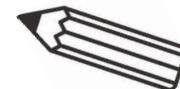
4 名称使用のメリット

- ・事業名に「保土ヶ谷区制(プレ)100周年記念事業」とつけることができる。
- ・区のホームページに100周年記念事業一覧として掲載される。
- ・100周年啓発物品が支給される。(希望者のみ)
<物品イメージ>
(貸出)のぼり、横断幕
(支給)シール ※規模に応じた枚数を配付



5 手続き

- ・名称使用の希望者が、区制100周年実行委員会事務局(地域振興課)に届出をすることで、名称を使用することができます。
- ・窓口のほか、電子申請システムでの届出も対応することで、より多くの利用を促します。
- ・合わせて、「100周年ロゴマーク」の使用を希望する場合は、同時に届出をすることができます。
- ・実行委員会での議決後、100周年通信や区WEBサイトで告知し、受付を開始します。



6 後援との整理

- 100周年事業実行委員会としての後援は行いません。

(区への後援申請があった場合は、通常通り手続きを行います。)

保土ヶ谷区制100周年名称使用に関する事務取扱要綱

制 定 令和 年 月 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民等により組織された団体等が行う保土ヶ谷区制100周年を祝うための事業を、保土ヶ谷区制100周年記念事業として認定することに関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「区民等」とは保土ヶ谷区在住者に限らず、保土ヶ谷区と深いいかかわりのある団体等の構成員も含めるものとする。

2 この要綱において「団体等」とは、市民活動団体等公益性を有する団体及び企業をいう。

3 この要綱において「事業」とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する事業その他これらに類する事業で、公共性のあるものをいう。

4 この要綱において「名称」とは、以下をいう。

- (1) 保土ヶ谷区制プレ100周年記念事業（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）
- (2) 保土ヶ谷区制100周年記念事業（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

(認定の対象)

第3条 認定の対象となる事業は、団体等が行う事業で、次のすべての要件に該当するものとする。なお、事業の実施にあたっては、保土ヶ谷区内の地域資源の活用に努めるものとする。

- (1) 保土ヶ谷区制100周年を盛り上げるための事業
- (2) 区民等を対象とする事業
- (3) 令和8年4月1日以降開始し令和10年3月31日までに終了する事業

(適用除外)

第4条 この要綱は、特定の政治活動、宗教的活動に関する事業又は専ら営利を目的とする事業については適用しない。

2 暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員が所属する団体等が実施する事業については適用しない。

(名称使用の手続)

第5条 名称使用の認定を受けようとする者は、保土ヶ谷区制100周年記念名称使用届出書（第1号様式）を保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。なお、電子申請システムを用いた届出も可とする。

- 2 第1項の届出は、事業の開催日の3週間前までに行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、保土ヶ谷区が主催又は共催する事業は届出を省略することができる。

(認定の決定)

第6条 前条の届出があったときは、第3条及び4条の規定に基づき、対象事業であることを確認し、受理をもって認定する。

(啓発物品の貸与等)

第7条 前条の規定により認定を受けた団体等は、啓発物品の貸与等を受けることができる。この場合、団体等は善良な管理者の注意をもって当該物品を扱い、期日までに返却するものとする。

(事業内容変更届)

第8条 第5条の規定により届出をした者は、事業名、開催期間または会場等を変更する場合は事業内容変更届（第2号様式）を、速やかに会長に提出しなければならない。なお、電子申請システムを用いた届出も可とする。

(認定の取消し)

第9条 会長は、第6条の規定により認定をした場合において、届出者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の届出をした場合
 - (2) 正当な理由がなく、届出の内容と異なる事業を実施した、又は実施することが発覚した場合
 - (3) 法令に違反した場合
- 2 取消の効力は認定の時点まで遡るものとし、当該取消に関して、区は団体等に対して一切の責任を負わないものとする。
 - 3 会長は、第1項の規定により認定を取り消した場合において、名称使用取消通知書（第3号様式）を届出者に送付するものとする。

(事務局)

第10条 事務局は、保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局（保土ヶ谷区地域振興課）内に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、名称使用に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 年 月 日から適用する。

また、令和10年3月31日をもって、その効力を失う。

第1号様式（第5条）

保土ヶ谷区制100周年記念事業名称使用届出書

年 月 日

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会会長

団体名

代表者名

電話番号

メールアドレス

次の事業について、
 保土ヶ谷区制100周年記念事業
 保土ヶ谷区制100周年記念事業

事業名							
開催期間							
会場／ 来場予定人数	/ 人						
開催主旨及び 事業内容							
ロゴマークの 使用希望	あり ・ なし						
啓発物品の 使用希望	あり ・ なし						
希望する物品 (複数回答可)	貸出	<u>期間</u> 年 月 日～ 年 月 日 *貸出期間は事業開催期間の前後1週間以内とします。 <input type="checkbox"/> のぼり旗／ポール _____枚 (最大 枚) / _____本 (最大のぼり旗と同数) *土台は各自ご用意ください。 <input type="checkbox"/> 横断幕 (W1030×H728mm) _____枚 (最大 枚)					
	配付	<input type="checkbox"/> シール _____枚 (最大 枚)					

以下を確認し、チェックをしてください。

項目	チェック
本事業は、次のすべてに該当します。 ・保土ヶ谷区制100周年を盛り上げるための事業 ・保土ヶ谷区民等を対象とする事業 ・公共性が認められる事業	
本事業は、特定の政治活動、宗教的活動に関する事業又は専ら営利を目的とする事業ではありません。	
暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員が所属する団体等が実施する事業ではありません。	

*当該事業について、区ホームページ等に24公表します。

第2号様式（第8条）

事業内容変更届

年 月 日

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会会長

団体名

代表者名

電話番号

メールアドレス

先に届け出た事業について、次のとおり内容を変更しますので届け出ます。

項目	変更前	変更後
事業名		
開催期間		
会場		
その他		

※ 変更した項目のみご記入ください。

第3号様式（第9条）

年 月 日

様

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会会長

名称使用取消通知書

このたび、保土ヶ谷区制100周年記念事業の名称使用を認定した事業について、取消しが決定したので通知します。

1 事業名

2 理由

担当
電話

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会 委員の就任について

保土ヶ谷区制 100 周年実行委員会規約第 4 条に基づき、100 周年実行委員として新たに次の方にご就任いただきます。

1 就任予定委員

昭和建設株式会社

代表取締役 工藤 圭亮 氏

2 理由

保土ヶ谷区と昭和建設株式会社は、「災害時等におけるドローンを活用した活動支援に関する協定書」を締結しており、相互に協力関係にあります。また、同社は保土ヶ谷区制 100 周年に係る取組に賛同しているため。

【保土ヶ谷区制 100 周年実行委員会規約 拠粹】

(目的)

第 2 条 令和 9 年に保土ヶ谷区が区制 100 周年を迎えるに当たり、区民が揃って祝うことができる周年事業（以下「周年事業」という。）を実施するため、実行委員会を設置する。

～第 3 条省略～

(委員)

第 4 条 実行委員会の委員は、第 2 条の趣旨に賛同する区内の団体及び関係企業とする。

実行委員会 100 周年記念事業（案）について

現段階で想定されている事業をお伝えします。



保土ヶ谷区マスコット
ほどぴー

- 活動団体補助金を活用した 100 周年記念事業
- 名称使用(冠事業)による 100 周年記念事業
- ほどがやの百選
 - デジタルマップや保土ヶ谷の逸品の冊子発行(R9.2月)での周知
 - 花フェスや区民まつり等でのブース出店
- 花フェスタ（5 月中旬・星川中央公園）
 - 100 周年を記念したステージイベント等
- 式典（10 月上旬 公会堂）
 - 式典委員会を設置し、内容を検討
 - 第一部 式典、功労者表彰、タイムカプセル、ビデオメッセージ等
 - 第二部 ステージイベント等
- 祝祭コンサート（10 月中旬 みなとみらいホール）
 - 公募で募った区民合唱団による「第九」と「交響詩保土ヶ谷」等の合唱
- 区民まつり（10 月下旬 県立保土ヶ谷公園）
 - 100 周年を記念したステージイベント等
- 記念誌の発行（10 月）
 - 区民から写真やエピソードを収集する。また、未来の保土ヶ谷について、子どもたちからメッセージを収集し、記念誌を発行。その後も記念誌を活用した事業を展開
- 100 周年記念パレード（11 月）
 - イコット広場から星川中央公園(仮)まで、区民参加型のパレードを実施
 - 併せてゴールに賑わいイベントを検討

その他検討中のもの

- TV 番組等とのコラボ（出張なんでも鑑定団、アド街ック天国等）
- タレント等による年間を通じたアンバサダー活動等
 - （区にゆかりのある著名人によるイベントへの参加や広報活動）

保土ヶ谷区制100周年記念！

『保土ヶ谷の逸品』を認定しました！！

1 概要

保土ヶ谷区と保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会は、区内で購入できる飲食品の中で、特に美味しいと推薦したいものや、区ならではの特徴のあるものを広く募集しました。

皆さまからいただいたご推薦の中から、『保土ヶ谷の逸品』を認定しました。

2 認定商品

全63商品（認定された商品一覧は別紙のとおり）



詳しくはこちら

3 認定店舗

認定された店舗には、認定証やのぼり等を贈呈します。

<店舗例>



御菓子司うさぎや



横濱 一品香



ハングリータイガー保土ヶ谷本店



保寿堂



認定証



のぼり



詳しくはこちら

4 区民まつりでの出店

認定された店舗のうち、一部店舗が、令和7年10月25日（土）に開催する「ほどがや区民まつり」に出店します。

お問合せ先

保土ヶ谷区地域振興課長 川瀬 優子 TEL 045-334-6301



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



29
保土ヶ谷区は2027年に区制100周年を迎えます

別紙(五十音順)

店舗名 アーロンポート	認定品名 ポークシチュー	店舗名 伊勢屋	認定品名 タンメン
			
店舗名 WESTERN GRILL	認定品名 ウエスタンバーグ	店舗名 魚幸水産	認定品名 マグロ
			
店舗名 オカシノタクミ	認定品名 保土ヶ谷れもんけ卫き	店舗名 御菓子司うさぎや	認定品名 おいわけ餅
			
店舗名 菓匠 栗山	認定品名 境木おじぞうさんもなか	店舗名 カフェ&オリジナルグッズ はなかご	認定品名 金曜日限定のはなかごハンバーグ
			
店舗名 カフェ&フラワー ローズ・マリー	認定品名 マリーのこだわりプリン	店舗名 カフェ ラズ'リ	認定品名 メロンパン
			

店舗名 神の海老天ラーメン	店舗名 川辺
認定品名 海老味噌ラーメン天玉丼セット	認定品名 エビ天せいろ
	
店舗名 有限会社久保田酒店	店舗名 けんめり
認定品名 ほどじゃが焼酎	認定品名 ポテサラ&マカロニサラダセット
	
店舗名 さかもとてらす	店舗名 櫻井中華そば店
認定品名 黒ごま絹	認定品名 中華そば
	
店舗名 有限会社佐藤製菓	店舗名 宿場そば 桑名屋
認定品名 ミルクせんべい	認定品名 三色割子そば
	
店舗名 聚慶樓	店舗名 旬のお料理 山水草木 天然温泉満天の湯店
認定品名 サンマーメン	認定品名 保土ヶ谷野菜 天ざるのおそば
	

店舗名 食楽たざわこ	認定品名 自慢のから揚げ	店舗名 鮨処 秋田家	認定品名 秋田家和膳
			
店舗名 鮨処 江戸寿し	認定品名 鉄火丼	店舗名 すし処 鮨賢	認定品名 にぎりずし
			
店舗名 炭火串居酒屋 とりあえず	認定品名 満州焼き	店舗名 盛光堂	認定品名 やきだんご
			
店舗名 鮮魚ハリマ	認定品名 シメサバ	店舗名 創作菓子ポトロブランコ	認定品名 ヒラソル
			
店舗名 創作料理 ユウジの台所	認定品名 魚介類のショートパスタ	店舗名 爽爽	認定品名 水餃子
			

店舗名 中華居酒屋 かれんこ	認定品名 肉そば	店舗名 鶴乃家	認定品名 栗どら焼き
店舗名 どんとこい家	認定品名 ラーメン	店舗名 niki coffee	認定品名 ニキブレンド
店舗名 肉のえんどう	認定品名 国産黒毛和牛ハンバーグ	店舗名 日光丸食堂	認定品名 鰹藁焼き
店舗名 パティスリー トウジュール天王町駅前店	認定品名 レモンケーキ	店舗名 有限会社花見堂酒店(ローソン横浜保土ヶ谷球場前店)	認定品名 開港ワイン
店舗名 バニヤンツリーベーカリー	認定品名 塩パン	店舗名 ハングリータイガー保土ヶ谷本店	認定品名 オリジナルハンバーグステーキ

店舗名 パン職人工房 シャトレ・キムラヤ	認定品名 ソンブレロ	店舗名 ひまわり亭	認定品名 からあげ
店舗名 ブーランジェリーマナベ	認定品名 チーズブレッド	店舗名 フラグランテ フラゴラ	認定品名 チョコピザ
店舗名 ふらんすやま	認定品名 権太坂マドレーヌ	店舗名 BAKE STUDIO 27	認定品名 生シフォン
店舗名 ベーカリーキキ	認定品名 エクレア	店舗名 保寿堂	認定品名 ロールかすていら
店舗名 北海ラーメン 蝦夷	認定品名 肉味噌ラーメン	店舗名 ほどが家	認定品名 醤油とんこつラーメン

店舗名 増田屋	認定品名 小分天婦羅そば	店舗名 見上商店	認定品名 ミカミのコロッケ
			
店舗名 メリハリバイク	認定品名 バスクチーズケーキ	店舗名 やきとりの拓	認定品名 拓のからあげ
			
店舗名 焼肉みろく	認定品名 塩温麺	店舗名 夢21上星川珈琲ショップ	認定品名 ドリップバッグ珈琲
			
店舗名 横濱 一品香	認定品名 元祖・絶品たんめん	店舗名 横浜谷口甘納豆	認定品名 ミックス
			
店舗名 横浜とんとん	認定品名 餃子	店舗名 横浜野菜直売所 フレスコ	認定品名 苅部葱じゃん
			

店舗名	林檎の木	店舗名	ローストカフェ		
認定品名	石焼きチーズビビンバ	認定品名	餃子定食		
					
店舗名	ワイン食堂たろんちゃ				
認定品名	魚介とお肉のミックスパエリア				
					

保土ヶ谷区制100周年記念 未来へつなぐ あなたの思い出・まちの思い出 写真・エピソード 募集

募集期間：～令和8年3月31日

保土ヶ谷区は令和9年（2027年）に区制100周年を迎えます！区の歴史や魅力を未来へつなぐために、あなたの思い出・まちの思い出の写真を募集します。懐かしの写真や最近撮影した写真など、エピソードを添えてお寄せください。

募集内容

区内で撮影された思い出の写真とそれにまつわるエピソード

- ◆あなたの思い出の写真
- ◆まちの移り変わりや当時の生活が読み取れる写真
- ◆保土ヶ谷区の歴史や魅力がつまった写真

※モノクロ、カラー、撮影時期は問いません。

現在の写真も応募可能です。



どなたでも
ご応募できます

保土ヶ谷区マスコット
ほどぴー

応募方法

募集要項を必ずご確認の上、いずれかの方法でご応募ください。

電子申請

右記の二次元コードから申込
フォームに必要事項を記入、
写真のデータファイルを添付し
申請してください。

※写真をスマートフォン等で撮影したもの、ス
キャナーで取り込んだものもお申込みできます。



窓口へ持参

応募用紙に必要事項を記入の上、
区役所2階22番窓口へ写真と一緒に
お持ちください。写真はスキャンし
てその場でお返しします。

受付：平日午前9時～午後5時

※時間に余裕を持ってお越しください。

応募いただいた写真・エピソードは記念誌、記念事業等に使用します。

募集要項は区ホームページをご確認ください。



【問合せ】保土ヶ谷区制100周年記念誌委員会事務局（保土ヶ谷区区政推進課）

電話：045-334-6227 eメール：ho-100kinenshi@city.yokohama.lg.jp

区HP

保土ヶ谷区民まつりでの写真・エピソード募集のPRについて

1 日時・場所

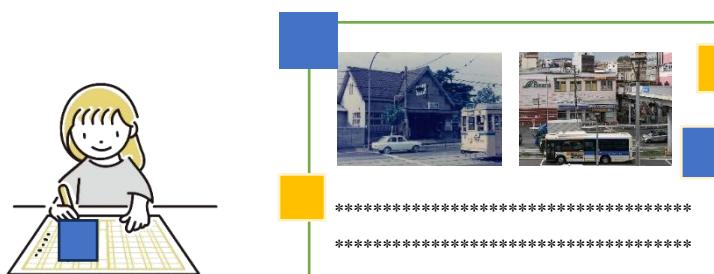
令和7年10月25日（土）9時30分～15時

県立保土ヶ谷公園（保土ヶ谷区花見台4-2）・区民バザール内

2 実施内容

- エピソードや解説文を付けた写真を展示。
- 来場者の方に、感想や自分の思い出等コメントを付箋に書いて写真の周りに貼ってもらう。
- いただいたコメントは記念誌に掲載させていただく場合もあります。

【イメージ】



【来場者コメントイメージ】

- ・自分も昔この道を通って学校に行ってました！
- ・昔こんな場所だったと初めてしました！今度行ってみよう etc.

3 展示写真

- 収集済み写真・エピソード
- 市所有写真（市史資料室）

※その他、皆様でお持ちの写真がありましたらご提供いただけますと幸いです。

※用意ができれば今の写真との対比で展示します。

4 委員の皆様へお願い

別紙の収集済み写真、市所有写真の中で、なにかしらお話をいただけるものがあれば、区民まつり当日に語りべとしてご協力いただきますようお願いいたします。

- お話ししていただけそうな写真、またはご自身で所有のお写真があればご指定ください。（パネル作成します）
- 区民まつりは9時30分～15時ですが、短時間でのご対応もかまいません。

ご協力いただける方は10月10日（金）頃までに事務局へ電話またはメールにてご連絡ください。

【連絡先】

区政推進課企画調整係 本間

電話：045-334-6227

メール：ho-100kinenshi@city.yokohama.lg.jp